

仕 様 書

第1 総則

本業務は、広島市が電子メール、電話、ファックス、LINE等を活用して市民等に迅速に危機管理情報を配信するために必要なアプリケーションソフトウェア、ミドルウェア、情報処理設備及び施設（以下、「メール配信システム」という。）の提供及びこれの適正かつ安定的な運用管理について、ASP方式により業務を提供するものである。

1 業務名

電子メール配信システムの提供及び運用管理業務

2 契約期間

契約締結の日から令和12年3月31日まで

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。）

3 履行期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日（48か月間）

4 履行場所

広島市

なお、本業務は、インターネット環境を利用したASP方式によることから、メール配信システムを運用管理するデータセンター等の所在地については限定しない。（日本国内に限る。）

ただし、業務継続性の確保のため、八地方区分において、異なる3ヶ所以上の地方にデータセンターを用意し、災害発生時のリスク分散に努めること。

第2 業務の内容

1 メール配信システムの機能・性能等

受注者が提供するメール配信システムの基本的な機能及び性能等は、次のとおりとする。

なお、受注者が提供するメール配信システムにおいて、次に示す機能・性能等以外の機能・性能等が含まれる場合は、当該機能・性能を含めて提供することを認める。

(1) 機能・性能に関する要件

機能・性能	説 明
メール配信処理	高速メール配信エンジンを搭載したメール配信サーバーにより、1分間に27,000件以上のメール配信能力を有すること。
電話通知機能	電子メール配信に併せて、自動作成した音声ガイダンスを登録電話番号へ配信できる機能を有すること。 なお、配信性能等は、電話通知機能特記仕様書のとおり。
ファックス配信機能	電子メール配信に併せて、登録番号へファックス配信できる機能を有すること。 なお、配信性能等は、ファックス配信機能特記仕様書のとおり。

L I N E連携配信機能	電子メール配信に併せて、広島市L I N E公式アカウントの防災情報カテゴリ受信者に配信できること。 なお、配信性能等は、L I N E連携配信機能特記仕様書のとおり。	
情報サイトへの投稿	電子メール配信に併せて、広島市防災情報専用We bサイトへの投稿ができること。	
想定登録件数	電子メール約20万件、電話通知約1万件、ファックス配信約1千件の登録件数を想定したシステムとすること。 なお、履行期間内に想定登録件数を超える場合があることを考慮すること。	
通信方法	管理者メニューからWe bサーバーへのアクセスは、S S L通信とし、本市が指定するグローバルI Pアドレスからの通信のみを可能とすること。	
送信メールアドレス	メール配信システムからメールを配信する際の送信メールアドレスは、「info@k-bousai.city.hiroshima.jp」を使用すること。 ただし、何らかの理由によって上記メールアドレスでの正常な配信が行えない事態が発生した際に、安定した配信の維持のため、送信メールアドレスを契約業者保有のものなどに切り替えられるよう、予め予備のドメイン登録及び各サーバーの設定等を行っておくこと。	
ログイン認証	予め発行したI D・パスワードにより、管理者メニューの操作が行えること。 また、I D・パスワードごとに、利用できる管理者メニューの利用制限ができること。 なお、I D・パスワードは、50件以上登録できること。	
動作環境	管理者メニューの操作は次のパソコン環境で行えること。 OS：マイクロソフト社製 Windows11以降 ブラウザ：Microsoft Edge	
本文の編集・配信機能	任意の編集	直接入力により、本文が作成できること。
	定型文選択からの本文の作成	情報項目の選択により、項目に応じた定型文が一覧表示され、選択した定型文を基に本文が作成できること。
	配信履歴からの本文の作成	配信履歴の参照により、本文が作成できること。
	指定文字の自動挿入	配信情報の件名及び本文の指定位置に、指定した文字を自動挿入できること。
	署名追記	選択した署名をメール本文の末尾に追記できること。
	配信地区の選択	配信地区を小学校区単位で複数選択できること。
	配信手段の選択	配信時に、メール配信、電話通知、ファックス配信、L I N E配信、専用We bサイトへの投稿の可否を選択できること。

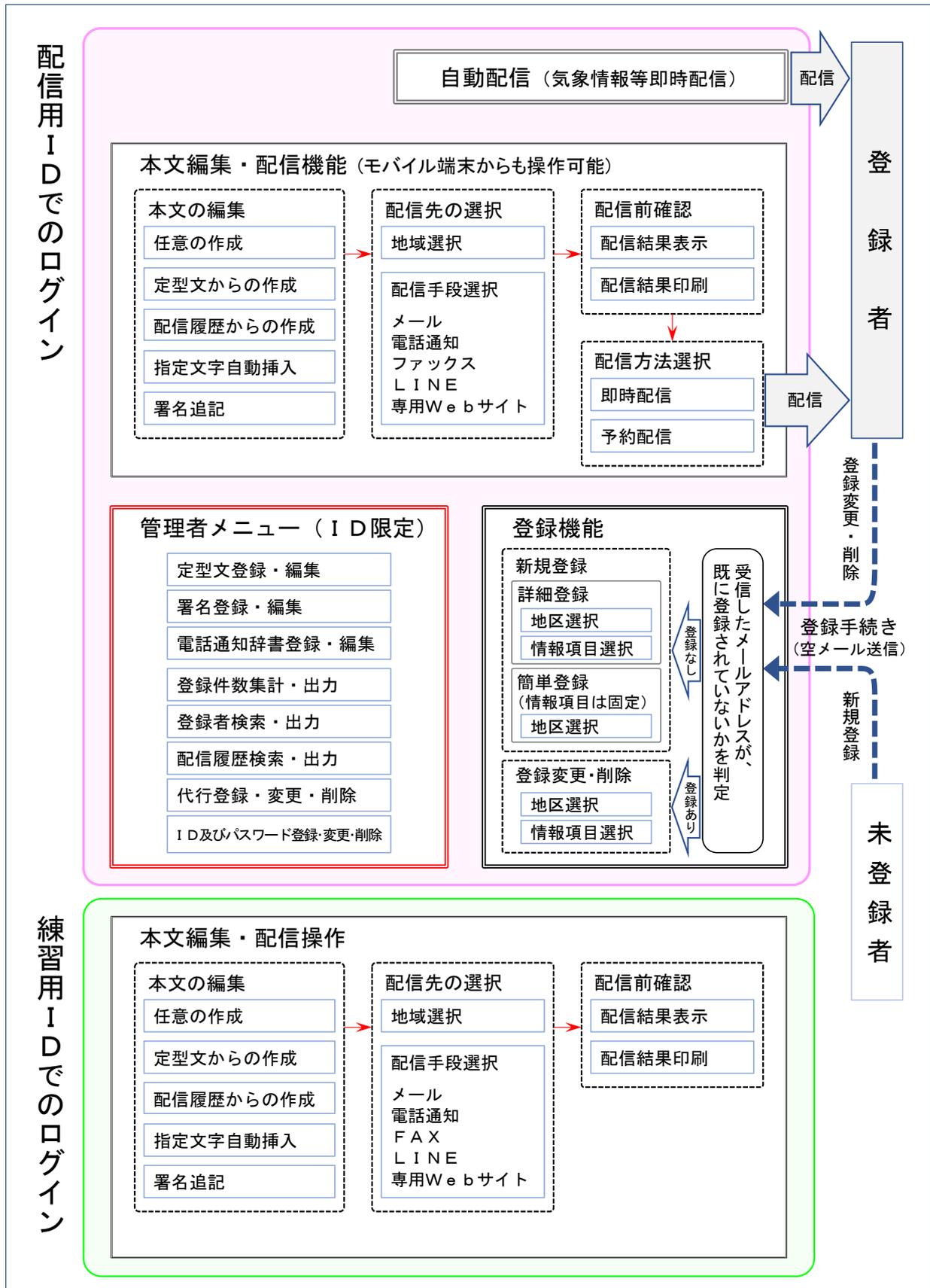
	予約配信	予め作成・登録した本文を、配信日時を指定して自動的に配信できること。また、登録した本文の変更及び取消しができること。
	配信前の確認	配信表示結果（電話通知は音声再生結果）を、プレビュー画面により配信前に確認できること。
	印刷機能	配信表示結果を印刷できること。
	配信直前確認	発信操作時に、確認・注意メッセージのダイアログ等を表示させること。
	配信完了通知	配信処理を完了したことが確認できること。
	自動配信	<p>次号「(2) 配信情報項目及び配信方法等」により、配信方法を「自動配信」とする情報は、当該情報が発表されたとき即時に配信処理を行い、該当地区及び情報項目を選択した登録者へ自動的に配信が行えること。</p> <p>また、自動配信情報のうち、気象注意報及び警報については、発表中の情報の下部に、各注意報・警報の「注意期間」又は「警戒期間」を併せて表示すること。</p> <p>なお、行政区単位で発表される情報項目は、当該行政区内の小学校区を地区選択している登録者へ配信すること。</p>
登録機能	登録、登録内容の変更、登録削除	<p>登録希望者が、所定のアドレス「entry@k-bousai.city.hiroshima.jp」に空メールを送信することにより、登録手続きが行えること。</p> <p>また、手続きの前段でメールアドレスが登録済みか否かを判定し、登録済みの場合は、登録内容の変更及び登録削除の手続きに移行して、同一メールアドレスの重複登録を回避すること。</p>
	地区選択	<p>登録希望者が、配信を希望する地区を小学校区単位で任意に選択できること。</p> <p>ただし、小学校区のグループ化等により、行政区単位での選択も可能となる画面構成として、選択の能率化を図ること。</p>
	情報項目選択	<p>登録希望者が、配信を希望する情報項目を任意に選択できること。</p> <p>ただし、本市が予め定める必須登録項目（次号「(2) 配信情報項目及び配信方法」参照）は、登録者全員が受信できる設定とすること。</p>
	簡単登録機能	<p>登録作業時に手順中の情報項目選択を省略できる「簡単登録機能」（仮称）を設けること。</p> <p>なお、「簡単登録機能」（仮称）を選択した際には、本市が予め指定する情報項目が、自動で登録設定できること。</p>
管理者メニュー	定型文登録・変更・削除	定型文を登録・変更・削除できること。
	署名内容の登録・変更・削除	署名内容を登録・変更・削除できること。

	辞書機能	電話通知音声ガイダンスの通話品質向上のため、読上げ時の読み仮名及びイントネーションを調整した単語登録が行えること。
	登録情報の集計	登録者情報をCSV形式で出力できること。 また、配信手段に応じた任意の集計ができること。
	登録情報の検索	登録者情報を、配信手段、メールアドレス、電話番号、情報項目、配信地区、登録日時により絞込み検索できること。
	配信履歴の集計	配信履歴をCSV形式で出力できること。 また、配信情報項目に応じた任意の集計ができること。
	代行登録	登録希望者が、何らかの事由により自ら登録できない場合に、管理者による代行登録ができること。
	ログインID及びパスワード変更	特定の管理者により、配信者のログインID及びパスワードの登録、変更及び削除ができること。
その他	練習モード	登録者へ配信しない環境で操作練習が行える「練習モード」を設けること。 なお「練習モード」は、専用のID・パスワードでのみログインできる構造とすること。

(メール配信システムの機能・性能の概念図)

機能性能に関する構成については、次の概念図を参考とすること。

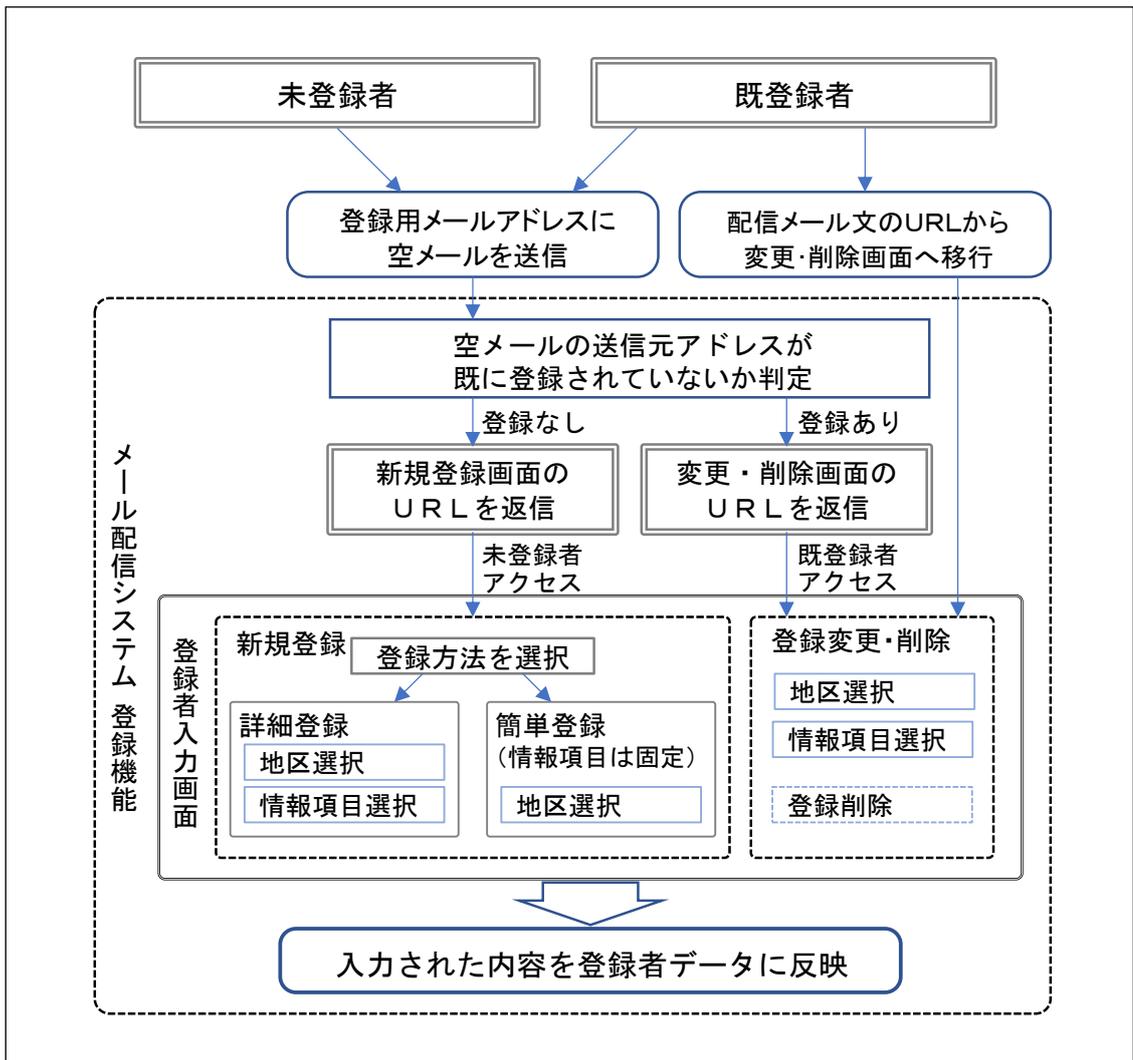
メール配信システムの概念図



(登録機能の概念図)

登録機能については、次の概念図を参考とすること。

登録機能の概念図



(2) 配信情報項目及び配信方法等

情報項目	配信方法	登録者の選択区分	説明
緊急情報	手動配信	必須	管理者により本文を編集し、配信小学校区を選択した登録者に配信する。
	自動配信		次号「(3) 自動配信する情報の詳細」に定める特別警報等を、該当地区を選択した登録者全員に配信する。
重要情報	手動配信	選択	管理者により本文を編集し、配信小学校区を選択した登録者に配信する。
災害対策本部等の設置・廃止	手動配信	選択	管理者により本文を編集し、配信小学校区を選択した登録者に配信する。

気象情報	注意報	自動配信	選択	登録者がこれら3項目の受信を選択した場合は、受信を希望する行政区の選択ができること。
	警報	自動配信	選択	また、注意報・警報については、次号「(3) 自動配信する情報の詳細」に定める種類のを複数選択できること。
	土砂災害警戒情報	自動配信	選択	ただし、類似する注意報・警報は、本市と協議のうえ、組み合わせた選択肢を設け、選択の能率化を図ること。 「例」 大雨警報+洪水警報 → 大雨・洪水警報
	竜巻注意情報	自動配信	選択	登録者が受信の可否を選択する。
	記録的短時間大雨情報	自動配信	選択	登録者が受信の可否を選択する。
地震情報	自動配信	選択	登録者が受信を選択した場合は、「震度3以上」、「震度4以上」、「震度5弱以上」の3区分から配信段階を選択できること。	
津波情報	自動配信	選択	登録者が受信を選択した場合は、「津波警報・津波注意報」、「津波警報」の2区分から配信段階を選択できること。 なお、大津波警報は、緊急情報として登録者全員へ配信すること。	
指定河川の洪水予報	自動配信	選択	登録者が受信を選択した場合は、次号「(3) 自動配信する情報の詳細」に定める指定河川を、複数選択できること。	
天気予報	自動配信	選択	登録者が受信を選択した場合は、「毎日5時」、「毎日11時」、「毎日17時」「毎週金曜日17時」の中から配信時間を複数選択できること。	
防犯情報	手動配信	選択	登録者が受信の可否を選択する。	
追加情報項目	手動配信	選択	業務履行開始後において、情報項目を1項目追加できるようにデータベースの設定を行っておくこと。 なお、項目追加は、本業務の範囲として対応すること。	
テストメール	手動配信	必須	配信機能の確認及び不良メールアドレス抽出のため、全登録者に対して本文を作成のうえ配信する。	

(3) 自動配信する情報の詳細

自動配信する情報は、次のとおりとする。なお、当該情報は、受注者により取得すること。

配信情報	情報種類		説明
気象情報	注意報	大雨注意報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象業務法第11条及び第13条の規定により、気象庁等が発表する予報・観測情報で、広島市全域又は広島市各区に発表されるもの或いは広島市が予報区域に含まれるもの。 ・ 発表時期、性質が類似する注意報・警報については、本市と協議のうえ情報種類の組合せを可とする。 例) 大雨注意報、洪水注意報 →大雨・洪水注意報 ・ 注意報・警報配信時には、発表中の情報の下部に各注意報・警報の「注意期間」又は「警戒期間」を表示すること。 ・ 気象情報の自動配信時には、本文に添付したURLリンクにより専用Webサイトに接続され、詳細が確認できること。 <p>※ 特別警報に位置付けられる大津波警報を含む。(大津波警報は、当欄「気象情報」へ記載しているため、本表下欄の「津波情報」へは、記載していない。)</p>
		洪水注意報	
		強風注意報	
		風雪注意報	
		大雪注意報	
		波浪注意報	
		高潮注意報	
		雷注意報	
		濃霧注意報	
		乾燥注意報	
		なだれ注意報	
		低温注意報	
		霜注意報	
		着雪注意報	
	警報	大雨警報	
		洪水警報	
		暴風警報	
		暴風雪警報	
		大雪警報	
		波浪警報	
		高潮警報	
	特別警報 ※1	大雨特別警報	
		暴風特別警報	
		暴風雪特別警報	
		大雪特別警報	
		波浪特別警報	
高潮特別警報			
大津波警報 ※2			
土砂災害警戒情報			
記録的短時間大雨情報			
竜巻注意情報			
地震情報	震度速報		<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象業務法第11条の規定により、気象庁が発表する観測成果で対象地域に広島市が含まれるもの。 ・ 震度速報以降に発表される付随する情報についても本文内に全て記載しメールを確
	震源に関する情報		

	震源・震度に関する情報	認することで全てを把握できるようにすること
津波情報	津波注意報	気象業務法第13条の規定により、気象庁が発表する予報・警報で予報区域に広島市が含まれるもの。
	津波警報	
指定河川の洪水予報	洪水予報	水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により国土交通省と気象庁が共同で発表する洪水予報で、広島市域を流域とする太田川（上流、下流）、三篠川、根の谷川について発表されるもの。
天気予報	週間天気予報、 又は、 週末天気予報	気象庁又は気象業務法第17条の許可を得た予報機関による予報で、広島市を予報区に含むもの。
	追加自動配信情報（仮）	契約期間内に気象情報の新設等があった場合に、本市と協議のうえ、自動配信情報が新設できること。

なお、気象情報等に変更が生じた場合は、別途、発注者と協議し、対応を検討すること。

(4) 広島市防災情報共有システムとの連携

ア 本市が別に契約する防災情報共有システムと自動連携して配信が可能であること。

イ 防災情報共有システム側からの操作実行に対応して、メール配信システム側で情報を受取り、配信できること。

ウ 防災情報共有システムとの連携に必要な費用は、受注者の負担とすること。

(5) 疎通・動作確認試験

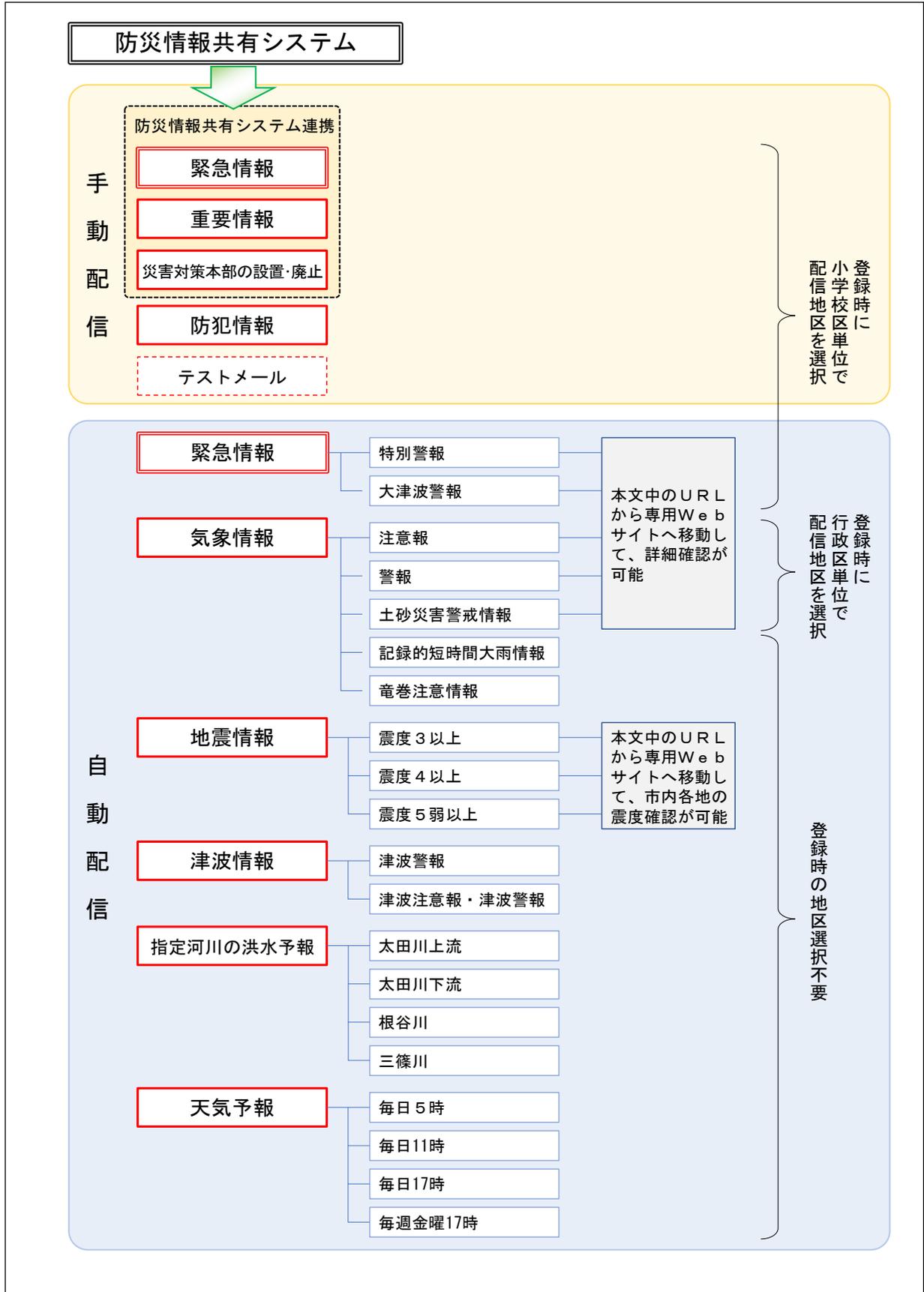
本番環境下での疎通・動作試験を実施し、関連システムとの連携や気象情報等の発表に連動した防災情報メール等の配信が正しく行われることを確認すること。

なお、登録者への実際の試験配信は実施しないこと。

(配信情報の体系)

上記「(2) 配信情報項目及び配信方法等」及び「(3) 自動配信する情報の詳細」に示す配信情報の体系は、次のとおりである。

配信情報の体系



2 運用管理等

本システムの運用管理に当たっては、「広島市情報セキュリティポリシー」を遵守し、セキュリティ面でのリスク対応を実現すること。

(1) 受注者の要件

- ア 個人情報の保護体制について、プライバシーマーク制度の認証を取得していること。
- イ 情報セキュリティ管理について、ISMS認証を取得していること。
- ウ ISO27001及びISO27017を取得していること。また、これらの認証を継続的に維持し、その状況について定期的に本市担当者へ報告すること。
- エ 地方公共団体又はこれに準ずる公共性の高い団体において、同種又は類似の情報配信サービスを提供した実績を有すること。
- オ 令和8年2月1日時点から過去5年間において、個人情報漏えい又は長時間のサービス停止等、重大な情報セキュリティインシデントを発生させていないこと。

(2) データセンターの要件

- ア データセンターは、堅牢性を有し、震度7の地震に対して耐震設計又は免振設計がなされていること。
- イ 電力障害時や停電時においても、無停電電源装置や自家用発電機等の非常電源設備により、24時間以上継続して運用が可能なこと。
- ウ データセンターを第三者機関に再委託する場合においても、上記の要件を満たすこと。
- エ データセンターが国内に構築されていること。

(3) 運用管理の要件

- ア メール配信システムの運用時間は常時とし、月間の稼働率が99.99%を下回らないように運用すること(保守等による計画停止時間は除く)。また、安定した稼働となるよう、構成するサーバーを冗長化すること。
- イ メール配信システムに対し、定期的に稼働監視及び障害監視を行い、障害発生時には、速やかに本市に連絡するとともに、復旧に向けて対応を図ること。

区分	インターバル
稼働監視	1回以上/20分
障害監視	1回以上/60分

- ウ 技術的脆弱性に関する情報(OS、その他ソフトウェアのパッチ発行情報等)を定期的に収集し、随時、パッチ更新等を行うこと。
- エ メール配信システムの障害対応に係る緊急体制を整備するとともに、本市との緊急連絡窓口を設けること。
- オ ウィルス等に対してパターンファイルの更新等、随時、適切な対策を行うこと。
- カ データベースに格納された登録者のデータは暗号化を行うか、もしくは外部から直接アクセスできない安全な場所に格納すること。
- キ 登録者メールアドレス、配信履歴等のデータについては、定期的(1回以上/1日)にバックアップを行うこと。

- ク メール配信において不達となったメールアドレスは配信を停止すること。
また、管理者メニューにより、受信者不在や受信拒否等の理由とともに不達メールアドレスが検出でき、受信拒否の設定を見直した登録者に対しては、回復処理を行うことで配信が再開できること。
- ケ 携帯電話事業者によるキャリアブロックの発生を監視し、キャリアブロック回避に必要な対策を行うこと。
- コ 新規発売される携帯電話等のアプリケーションに適宜対応すること。
- サ メール配信システムの操作等について、本市の求めに対し、適切に助言を行うこと。(休日、夜間を除く。)
- シ メール配信システムからの配信情報について、内容の詳細や配信履歴等が確認できる専用Webサイトをインターネット上に設け、一般市民向けに公開すること。
なお、専用Webサイトについては、本市の運用状況を踏まえた最適な処理を施し、快適に閲覧できるよう努めること。
- ス 20万件の受信者登録を考慮し、十分な性能を有した本市専用機でデータベースサーバーを構築すること。
また、本市から求めがあった際は、登録者の情報(メールアドレス、受信情報、配信地区等)を電子データ(CSV形式、又は本市が指定する形式)にて提出すること。
なお、契約期間の満了後は、データベースに格納されたメールアドレス等を全て削除すること。
- セ 複数の配信者により操作及び配信実行が過密する際にも、安定して動作するようアプリケーションサーバーを構築し、複数機のメール配信サーバーにより適切な速度でメール配信が行えること。
- ソ システムを構成する機能及びサーバー設備全て国内で構成すること。
- タ 定期的に(1年に1回以上)提供サービスの脆弱性診断を行っていること。
- チ 通信の暗号化が実装されていること。
- ツ IDS/ADSを導入していること。
- テ 受注者及び利用者が操作する各種システム管理画面において、接続元IPアドレスに制限を設け、特定のIP以外からは通信できないように制御されていること。
- ト 受注者にて確認可能なログ分析機能を有していること。
- ナ 契約終了時、データが復元不可能な状態で廃棄されること。

(4) 既存システムからのデータ移行

- ア 既存の広島市防災情報メール配信システムから以下のデータを確実に移行すること。
 - ・ 定型文及び署名
 - ・ 登録情報
 - ・ 配信履歴なお、既存のメール配信システム登録者が、登録情報の変更を行うことなく、これまでと同様の情報項目を受信できるように移行すること。
- イ 本業務終了時に、新たな配信システムへのデータ移行が円滑に行えるよう協力すること。

第3 委託業務実施報告書等の報告

- 1 受注者は、メール配信システム運用開始前までにメール配信システムの使用方法を記載した利用手順書を作成し、本市へ提出すること。
- 2 広島市委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は別記様式1とし、必要事項を記入して、契約締結後10日以内に本市へ提出し、その承認を得るものとする。
- 3 広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書は別記様式2とし、必要事項を記入して、速やかに本市へ提出し、検査を受けること。

第4 支払い

- 1 委託契約金額は、契約書に記載する金額を広島市委託契約約款第13条及び第14条に基づき、履行月ごとに毎月均等に支払うものとし、1円未満の端数が生じた場合は、各年度最終支払月の支払において調整するものとする。
なお、電話通知機能及びファックス配信機能に係る通信費並びにLINE連携機能に係る利用料は、それぞれの特記仕様書の支払限度額とし、本業務の契約締結後、本業務の契約とは別に発注者と受注者により契約し、本業務の契約金額とは別に支払うものとする。
- 2 契約金額は、受注者の適法な請求があった日から30日以内に支払うものとする。

第5 その他

- 1 本業務の実施に係るすべての経費は、受注者において負担するものとする。(本市及び登録者のインターネット環境に係る経費並びに電話通知およびファックス配信に係る通信費を除く。)
- 2 業務を履行するうえで知り得た個人情報に関しては、別記「個人情報取扱特記事項」に従い適切に取扱うこと。
- 3 契約の履行にあたって、新たに作成したプログラム(著作権法(昭和45年法律第48号)第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。パッケージソフトのカスタマイズ含む。)、データベース(同法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)が、同法第2条第1項第1号に規定する著作物(以下、「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を協議のうえ決定する。
- 4 本仕様書に定めるもののほか、メール配信システムの適正かつ安定的な運用を図るため必要な措置は、善良な意を持って適宜行うこと。
- 5 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本市と協議のうえ決定すること。なお、協議を行った際は、議事録を作成して本市へ提出すること。

メール配信システム LINE連携配信機能 特記仕様書

1 配信機能

- (1) メール配信システムで編集された手動配信文及び自動配信文が、広島市LINE公式アカウントの防災情報を受信設定したLINE利用者にセグメント配信できること。
- (2) メール配信システムと連携する防災情報共有システムからのメール配信に連動して、LINE配信ができること。

2 登録・管理機能

- (1) 利用者が、防災情報のカテゴリ内において、配信を希望する地区を任意に選択できること。
なお、配信地区は小学校区単位での選択が行え、行政区単位で発表される情報項目は、当該行政区内の小学校区を地区選択している登録者へ配信すること。
- (2) 利用者が、防災情報のカテゴリ内において、配信を希望する情報項目を任意に選択できること。
ただし、緊急情報は必須項目とし、各情報項目及び画面構成等の詳細は別途協議により決定する。
- (3) 既存のLINE防災情報の利用者が、登録情報の変更を行うことなく、これまでと同様の情報項目を受信できるよう整備すること。

3 支払限度額

LINE連携機能に伴う月額基本料の上限は、以下のとおりとする。

区 分	単 価
月額基本料	10,000円

単価には消費税及び地方消費税相当額を含まない。

メール配信システム 電話通知機能 特記仕様書

1 配信機能

- (1) メール配信システムで編集された手動配信文及び自動配信文が自動で音声合成され、電話送信により配信できること。
- (2) メール配信システムと連携する防災情報共有システムからのメール配信に連動して、電話送信により配信できること。
- (3) 同時に1,200件以上の配信能力を有すること。
- (4) 配信文のうち、本市が指定する特定の文字以降の内容は、電話通知による読上げを停止できること。
- (5) 電話通知の被配信者が電話を受信しなかった場合、通話中であった場合又は所定の操作を行わず通信を切断した場合には、一定の時間後に同通知を複数回再送信できること。

2 登録・管理機能

- (1) 約1万件の登録件数を想定したシステムとすること。
なお、履行期間内に、想定登録件数を超える場合があることを考慮したシステムとすること。
- (2) 登録者が、配信地区を小学校区単位で選択できること。
なお、通知する情報項目は、原則緊急情報のみとする。
- (3) 受託者は、本市が提供する登録希望者リストをもとに、氏名、電話番号、配信地区、情報項目をメール配信システムに登録すること。
- (4) メール配信システムの管理者メニューにより、氏名、ファックス番号、配信地区、情報項目の登録、変更及び登録の削除が行えること。

3 支払限度額

電話通知機能に伴う通信費の上限は、以下のとおりとし、通信費に係る契約は別に締結するものとする。

なお、対象料金が以下の区分で提供し難い場合は、本市との協議により、以下の区分に準じて別途定める。

(1) 利用者登録事務手数料

区 分	単 価
【標準】利用者登録事務手数料 (登録件数150件まで)	25,000円
【追加】利用者登録事務手数料 (以降100件追加毎に)	25,000円

単価には消費税及び地方消費税相当額を含まない。

(2) 月額基本料

区 分	単 価
【標準】月額基本料 (登録件数150件まで)	5,000円
【追加】月額基本料 (以降100件追加毎に)	5,000円

単価には消費税及び地方消費税相当額を含まない。

(3) 通話料

区 分	単 価
固定電話通話料 (3分/件)	14円
携帯電話通話料 (1分/件)	28円

単価には消費税及び地方消費税相当額を含まない。

メール配信システム ファックス配信機能 特記仕様書

1 配信機能

- (1) メール配信システムで編集された手動配信文及び自動配信文が、ファックスにより配信できること。
- (2) メール配信システムと連携する防災情報共有システムからのメール配信に連動して、ファックス配信ができること。
- (3) 同時に200件以上の配信能力を有すること。

2 登録・管理機能

- (1) 約1千件の登録件数を想定したシステム構成とする。
なお、履行期間内に、想定登録件数を超える場合があることを考慮すること。
- (2) 登録者が配信地区及び情報項目を選択できること。
なお、配信地区は、小学校区単位での登録が行えること。
- (3) メール配信システムの管理者メニューにより、氏名、ファックス番号、配信地区、情報項目の登録、変更及び登録の削除が行えること。

3 支払限度額

ファックス配信機能に伴う通信費の上限は、以下のとおりとし、通信費に係る契約は別に締結するものとする。

区 分	単 価
通信費（1件/3分）	14円

単価には消費税及び地方消費税相当額を含まない。

メール配信システム 多言語配信機能 特記仕様書

1 配信機能

- (1) メール配信システムで編集した手動配信文及び自動配信文を各言語に翻訳し、メール送信できるようにすること。

なお、配信する言語については、以下のとおりとする。

配信言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語（タガログ語を含む）、ベトナム語

- (2) 配信画面上で日本語入力したテキストが自動的に各言語で自動翻訳できる機能を有すること。
本市内の地名や避難所名などの固有名詞の翻訳が適切になるように用例辞書機能を有して誤訳がないようにすること。

また、翻訳結果について、言語ごとに手動で修正できるようにすること。

- (3) 各言語の配信時に日本語の原文もメール本文後半に自動記載すること。

2 登録・管理機能

- (1) 言語ごとに登録用送信先のメールアドレスを用意すること。また、言語ごとのメールアドレスの2次元バーコードを用意すること。

- (2) 登録者の登録手続きの流れについては、発注者と協議し、決定すること。

委託業務実施計画書

令和 年 月 日

広島市長様

所在地
名称
代表者職氏名

業務名：電子メール配信システムの提供及び運用管理業務
委託期間：令和8年 月 日から令和12年3月31日まで
内容：別紙のとおり

広島市委託契約約款第6条の規定に基づき、上記の業務について委託業務実施計画書を提出しますのでご承認ください。

(担当者の連絡先)

担当者： _____

部署： _____

電話：() — (代) (内線)

【広島市使用欄】

提出者本人確認等済（広島市担当者： _____）

委託業務実施報告書

令和 年 月 日

広島市長様

所在地
名称
代表者職氏名

業務名：電子メール配信システムの提供及び運用管理業務
委託期間：令和8年 月 日から令和12年3月31日まで
内容：別紙のとおり

広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書を提出します。

(担当者の連絡先)

担当者： _____

部署： _____

電話：() — (代) (内線)

【広島市使用欄】

提出者本人確認等済（広島市担当者： _____）